

島根県立大学看護栄養学部履修規程

平成24年 4 月 1 日
島根県立大学規程第99号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第29条第 2 項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第 2 条 学生は、毎学年度の指定の期日までに、その年度に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録は、原則として学内情報ネットワークシステムにより行うものとする。

3 第 1 項に規定する期間を経過した後に、履修を取り止めようとする者は、当該講義開始後別に定める期間を経過するまでに、履修登録取消願（様式第 1 号）を学長に提出しなければならない。ただし、履修取消後の追加履修登録は認めない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められる場合には、学長の承認を得てこれを変更し、又は取り消すことができる。

5 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

6 他の学部の学生は、授業科目を履修しようとするときは、第1項に規定する手続を行わなければならない。

7 他の学部の学生の履修登録は、学務課において行う。

(履修の制限)

第 3 条 履修登録を行うにあたっては、一の学年における登録授業科目の休業期間中の実習科目、休業期間中の集中講義及び卒業研究、学則第41条第 1 項に掲げる免許状を取得するために卒業要件とは別に履修する授業科目を除くその単位数の合計が原則として45単位を超えてはならない。

2 次の各号に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目

3 学長は、次に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。

- (1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対して履修科目を指定することが必要と認められるとき
- (2) 特定の選択科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき

(受験資格取得の履修要件)

第 4 条 学則第 41 条に掲げる免許状を取得しようとする者は、島根県立大学看護栄養学部教職課程履修規程に定めるところにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

2 学則第 41 条の 2 に掲げる免許状、資格及び受験資格を取得しようとする者は、別表

に定めるところにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

(試験の時期等)

第5条 学則第30条に規定する試験（以下単に「試験」という。）の時期は、授業科目の開講学期の学期末とする。ただし、授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

2 試験は、筆記試験、レポート、実技その他の方法により行うものとする。

(試験の受験資格)

第6条 第2条の規定による履修登録を行っていない学生及び授業科目の出席時間数（島根県立大学出雲キャンパス学生通則第15条に規定する公欠として取り扱うものを除く。）が全時間数の3分の2に満たない学生は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第7条 学則第31条に規定する秀、優、良、可及び不可の判定基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 秀 90点以上
- (2) 優 80点以上90点未満
- (3) 良 70点以上80点未満
- (4) 可 60点以上70点未満
- (5) 不可 60点未満

2 第10条第1項ただし書に規定する再試験に合格した者の成績は、原則として60点とする。

3 第2条第6項により授業科目を履修した他の学部の学生の成績評価は、当該学生が所属する学部の学務課に送付する。

(学修成果の評価)

第8条 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値（以下「G P A」という。）を算出する。

2 G P及びG P Aの算出方法については、別に定める。

(追試験)

第9条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了後1週間以内に医師の診断書等を添付した上で、追試験願（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第10条 試験の結果、不可の評価を得た者に対する再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により再試験の必要が認められる場合は、学長の承認を得て再試験を受けることができる。

2 前項ただし書の規定により再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験願（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(不正行為)

第11条 試験(第9条に規定する追試験及び前条に規定する再試験を含む。)において不正行為を行った者は、当該授業科目の履修が無効となるほか、学則第49条の規定及び島根県立大学における学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒される。

2 卒業研究の作成において不正行為を行った者については、前項の規定を準用する。

3 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

(再履修)

第12条 単位を修得できなかった授業科目については、再度履修(以下「再履修」という。)をすることができる。

2 前項の規定により再履修をしようとする者は、第2条第1項の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

3 前項の履修登録を完了した科目について、学長は、授業への出席にかえて課題研究等の自己学習を行うことを指示することができる。この場合において、学長の指示に従って自己学習を行った者に対して、学長は、第6条の規定にかかわらず、当該再履修科目にかかる試験の受験を認めることができる。

4 第1項の授業科目については、第3条第2項第3号の規定は適用しない。

(その他)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した者の成績評価については、従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 4 月 1 日以前に入学した者については、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年 4 月 1 日以前に入学した者については、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 4 月 1 日以前に入学した者については、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年 4 月 1 日以前に入学した者については、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以前に入学した者については、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1 （第 4 条関係）

区 分		授業科目	配当 年次	単位数			時間数	授業を行う年次・学期と時間数								履修方法 及び 卒業要件
				必修	選択	自由		1 春	1 秋	2 春	2 秋	3 春	3 秋	4 春	4 秋	
一般教養	外国語	英語Ⅰ	1・春	1			30	30							「外国語」の 選択科目から 1単位以上を 履修。	
		英語Ⅱ	1・秋	1			30		30							
		英語Ⅲ	2・春		1		30			30						
		英会話Ⅰ	1・春	1			30	30								
		英会話Ⅱ	1・秋	1			30		30							
	自然と情報科学	韓国語	1・春		1		30	30							「自然と情報 科学」の選択 科目から1単 位以上を履 修。	
		生物学	1・春		2		30	30								
		化学	1・春		2		30	30								
		自然科学の基礎	1・春		2		30	30								
		情報リテラシー	1・春	1			30	30								
	社会と生活	情報処理の基礎	1・秋	1			30		30						「社会と生 活」の選択科 目から1単位 以上を履修。	
		統計学	2・秋	1			30				30					
		現代日本語	1・春		2		30	30								
		社会学	1・春		2		30	30								
		文化人類学	1・秋		2		30		30							
		日本国憲法	2・秋		2		30				30					
		社会福祉論	1・秋		2		30		30							
		倫理学	1・春		2		30	30								
		心理学	1・春	1			30	30								
		発達心理学	2・春		2		30			30						
		環境論	1・春		2		30	30								
		ジェンダー論	1・秋		2		30		30							
		健康と運動Ⅰ	1・春		1		30	30								
		健康と運動Ⅱ	1・秋		1		30		30							
		健康と音楽	1・春		1		30	30								
	文化と医療	ボランティア活動論	1・春		1		30	30							「文化と医 療」の選択科 目から1単位 以上を履修。	
		キャリア育成	1・春	1			15	15								
		島根の地域医療	2・春	1			30			30						
		国際保健と国際協力	4・春		1		15						15			
		異文化研修Ⅰ（韓国）	1～4春			1	30	30		30		30		30		
		異文化研修Ⅱ（米国）	1～4春			2	60	60		60		60		60		
		異文化研修Ⅲ（台北）	2～4春			1	30			30		30		30		
		異文化研修Ⅳ（台中）	2～4春			1	30			30		30		30		
		異文化研修Ⅴ（ベトナム）	2～4春			1	30			30		30		30		
		多文化共生と地域医療	1～4春			1	30	30		30		30		30		
		ホースセラピー（動物介在療法）とケア	2～4春			1	30			30		30		30		
		隠岐病院研修	1～4春			1	30	30		30		30		30		
		沖縄研修	2～4春			1	30			30		30		30		
		江津の地域医療研修	1～4春			1	30	30		30		30		30		
		石見銀山大森研修	1～4春			1	30	30		30		30		30		
		豊岡芸術研修	1～4春			1	30	30		30		30		30		
		終末期ケア研修	2～4春			1	30			30		30		30		
		口腔・嚥下機能と健康	1・秋		2		30		30							
		チーム医療論	4・春	1			30						30			
	リスクマネジメント	3・春		1		30					30					
	カウンセリング	2・秋	1			30				30						
	一般教養 計				12	34	14	1380	705	240	510	90	450	0	465	0
看護専門基礎	人体の理解	人体構造学	1・春	2			60	60							【履修方法】 『看護専門基 礎』の選択科 目から2単位 以上履修。 （注） 保健師コース の学生は、 「疫学」と 「保健統計 学」を必ず履 修。	
		人体機能学	1・春	2			60	60								
		生命・医療倫理	1・春	1			30	30								
		生化学	1・秋	1			30		30							
	健康と疾病の理解	シミュレーショントレーニング（心肺蘇生）	4・春	1			30							30		
		微生物・免疫学	1・秋	1			30		30							
		病理学	1・秋	1			30		30							
		臨床栄養学	1・秋	1			30		30							
		臨床薬理学	1・秋	1			30		30							
		病態治療学Ⅰ	1・秋	2			60		60							
		病態治療学Ⅱ	2・春	2			60			60						
		病態治療学Ⅲ	2・春	1			30			30						
		病態治療学Ⅳ	2・春	1			30			30						
		臨床心理学	2・秋		2		30				30					
		公衆衛生学	1・秋	2			30		30							
		疫学	4・春		2		30						30			
		保健統計学	3・春		2		30					30				
		保健医療福祉制度	2・秋	2			30				30					
		専門職意識	キャリア形成の基礎	2・春	1			15			15					
	キャリア形成の展開		3・春	1			15					15				
	キャリア形成の発展		4・春	1			15						15			
看護専門基礎 計				24	6	0	705	150	240	135	60	45	0	75	0	

基礎看護	基礎看護学	看護学概論	1・春	2			30	30										
		コミュニケーション論	1・秋	1			30		30									
		ヘルスアセスメント	1・秋	1			30		30									
		看護過程論	2・春	1			30			30								
		生活援助方法論Ⅰ	1・春	1			30	30										
		生活援助方法論Ⅱ	1・秋	2			60		60									
		診療援助方法論	2・春	2			60			60								
		基礎看護統合演習	2・春	1			30			30								
		基礎看護学実習Ⅰ（家庭）	1・秋	1			45		45									
		基礎看護学実習Ⅱ（病院）	2・秋	2			90				90							
基礎看護 計				14	0	0	435	60	165	120	90	0	0	0	0	0		
地域・在宅看護	地域・在宅看護学	地域看護学概論	2・春	2			30			30								
		地域・在宅看護学援助論Ⅰ	2・春	1			15			15								
		地域・在宅看護学援助論Ⅱ	2・秋	1			15				15							
		地域・在宅看護学援助技術論	3・春	2			60					60						
		地域・在宅看護学実習	4・春	2			90								90			
		地域・在宅看護 計				8	0	0	210	0	0	45	15	60	0	90	0	
臨床看護	成人看護学	成人看護学概論	2・春	2			30			30								
		成人看護学援助論Ⅰ（慢性・終末期）	2・秋	2			60				60							
		成人看護学援助論Ⅱ（急性・回復期）	3・春	2			60					60						
		慢性・終末期看護学実習	3・秋	3			135							135				
		急性・回復期看護学実習	3・秋	3			135							135				
	老年看護学	老年看護学概論	2・春	2			30			30								
		老年看護学援助論	2・秋	2			60				60							
		老年看護学実習	3・秋	4			180							180				
	小児看護学	小児看護学概論	2・秋	2			30				30							
		小児看護学援助論	3・春	2			60					60						
		小児看護学実習Ⅰ	3・秋	1			45							45				
		小児看護学実習Ⅱ	4・春	1			45								45			
	看護学 母性看護学	母性看護学概論	2・秋	2			30				30							
		母性看護学援助論	3・春	2			60					60						
		母性看護学実習	3・秋	2			90							90				
	精神看護学	精神看護学概論	2・秋	2			30				30							
		精神看護学援助論	3・春	2			60					60						
		精神看護学実習Ⅰ	3・秋	1			45							45				
		精神看護学実習Ⅱ	4・春	1			45								45			
	臨床看護 計				38	0	0	1230	0	0	60	210	240	630	90	0	0	
看護の統合	統合看護	看護管理論	4・秋	1			30										30	
		看護倫理	2・秋	1			15					15						
		災害看護	4・秋	1			30										30	
		発達障がいと看護	3・春		1		30						30					
		がん看護	4・春		1		15									15		
		家族看護	4・春		1		15									15		
		クリティカルケア論	4・春		1		15									15		
		看護総合実習	4・春	2			90									90		
		看護研究の基礎	3・春	2			30						30					
		看護研究Ⅰ（計画書立案）	4・春	1			30									30		
		看護研究Ⅱ（計画の実践）	4・秋	2			30										30	
		看護の統合 計				10	4	0	330	0	0	0	15	60	0	165	90	0
訪問看護コース	在宅看護学	訪問看護展開論Ⅰ	3・春		1		15					15						
		訪問看護展開論Ⅱ	4・春		2		30								30			
		訪問看護展開論実習	4・秋		2		90									90		
		訪問看護コース 計				0	5	0	135	0	0	0	0	15	0	30	90	
保健師コース	公衆衛生看護学	公衆衛生看護方法論Ⅰ（地域診断）	3・春		1		15						15					
		公衆衛生看護方法論Ⅱ（個人・家族）	3・春		2		30						30					
		公衆衛生看護方法論Ⅲ（集団・組織・地域）	4・春		2		30									30		
		公衆衛生看護活動論	3・春		2		30						30					
		産業保健論	4・秋		2		30									30		
		学校保健論	4・秋		2		30									30		
		公衆衛生看護技術論	4・春		2		30								30			
		保健医療福祉行政論	3・春		2		30						30					
		公衆衛生看護管理論	4・秋		2		30									30		
		コミュニティ実習	3・春		2		90						90					
		公衆衛生看護学実習	4・秋		3		135										135	
		公衆衛生看護 計				0	22	0	480	0	0	0	0	195	0	60	225	0
卒業要件単位数				106	18	0	看護師国家試験受験資格の取得要件											
保健師国家試験受験資格の取得要件単位数				106	40	0	卒業要件のほか、「履修方法及び卒業要件」欄記載の『保健師国家試験受験資格取得（保健師コース）に係る要件』を満たすこと。											

【卒業要件】
必修科目70単位を含む72単位以上を履修。

保健師コースの学生は、必修科目70単位以上を履修。
※選択科目の単位は、卒業要件に含まない。

【履修方法】
『看護の統合』の選択科目から、2単位を履修。
（注1）訪問看護コースの学生は、「家族看護」を必ず履修。
（注2）保健師コースの学生も選択科目の履修可能。

【履修方法】
訪問看護コースの学生は、『訪問看護コース』のすべての科目を必ず履修。

【履修方法】
保健師コースの学生は、『保健師コース』のすべての科目を必ず履修。

【卒業要件】

必修科目70単位を含む72単位以上を履修。

保健師コースの学生は、必修科目70単位以上を履修。
※選択科目の単位は、卒業要件に含まない。

【履修方法】

『看護の統合』の選択科目から、2単位を履修。
（注1）訪問看護コースの学生は、「家族看護」を必ず履修。
（注2）保健師コースの学生も選択科目の履修可能。

【履修方法】

訪問看護コースの学生は、『訪問看護コース』のすべての科目を必ず履修。

【履修方法】

保健師コースの学生は、『保健師コース』のすべての科目を必ず履修。

別表 2 (第 4 条関係)

区 分	授業科目	配当 年次	単位数			時間数	授業を行う年次・学期と時間数								履修方法 及び 卒業要件
			必修	選択	自由		1 春	1 秋	2 春	2 秋	3 春	3 秋	4 春	4 秋	
一般教養	外国語	英語Ⅰ	1・春	1		30	30								【卒業要件】 必修科目14単位を含む32単位以上（自由科目を除く）を履修。 【履修方法】 次の選択科目を履修すること。 ・領域「外国語」から1単位以上履修。 ・領域「自然と情報科学」から5単位以上履修。 ・領域「社会と生活」及び「文化と医療」から12単位以上履修。 (注) 栄養教諭1種免許を取得する場合、[情報処理の基礎]と[日本国憲法]を必ず履修。
		英語Ⅱ	1・秋	1		30		30							
		英語Ⅲ	2・春	1		30			30						
		英会話Ⅰ	1・春	1		30	30								
		英会話Ⅱ	1・秋	1		30		30							
		韓国語	1・春	1		30	30								
	自然と情報科学	生物学	1・春	2		30	30								
		化学	1・春	2		30	30								
		自然科学の基礎	1・春	2		30	30								
		情報リテラシー	1・春	1		30	30								
		情報処理の基礎	1・秋	1		30		30							
		統計学	2・秋	1		30				30					
	社会と生活	現代日本語	1・春	2		30	30								
		社会学	1・春	2		30	30								
		文化人類学	1・秋	2		30		30							
		日本国憲法	2・秋	2		30				30					
		倫理学	1・春	2		30	30								
		心理学	1・春	1		30	30								
		発達心理学	2・春	2		30			30						
		環境論	1・春	2		30	30								
		ジェンダー論	1・秋	2		30		30							
		健康と運動Ⅰ	1・春	1		30	30								
		健康と運動Ⅱ	1・秋	1		30		30							
		健康と音楽	1・春	1		30	30								
		ボランティア活動論	1・春	1		30	30								
	文化と医療	キャリア育成	1・春	1		15	15								
		島根の地域医療	2・春	1		30			30						
		国際保健と国際協力	4・春	1		15							15		
		異文化研修Ⅰ（韓国）	1～4春		1	30	30		30		30		30		
		異文化研修Ⅱ（米国）	1～4春		2	60	60		60		60		60		
		異文化研修Ⅲ（台北）	2～4春		1	30			30		30		30		
		異文化研修Ⅳ（台中）	2～4春		1	30			30		30		30		
		異文化研修Ⅴ（ベトナム）	2～4春		1	30			30		30		30		
		多文化共生と地域医療	1～4春		1	30	30		30		30		30		
		ホースセラピー（動物介在療法）とケア	2～4春		1	30			30		30		30		
		隠岐病院研修	1～4春		1	30	30		30		30		30		
		沖縄研修	2～4春		1	30			30		30		30		
		江津の地域医療研修	1～4春		1	30	30		30		30		30		
		石見銀山大森研修	1～4春		1	30	30		30		30		30		
		豊岡芸術研修	1～4春		1	30	30		30		30		30		
		終末期ケア研修	2～4春		1	30			30		30		30		
		口腔・嚥下機能と健康	1・秋	2		30		30							
		チーム医療論	4・春	1		30							30		
		リスクマネジメント	3・春		1	30					30				
		カウンセリング	2・秋	1		30				30					
	一般教養 計			14	30	14	1350	705	210	510	90	450	0	465	0
導入	専門職	医学概論	1・春	2		30	30								【卒業要件】 必修科目2単位を履修。
	導入 計			2	0	0	30	30	0	0	0	0	0	0	0
専門基礎	社会と健康・環境	公衆衛生学Ⅰ	2・春	2		30			30						【卒業要件】 必修科目を含む40単位以上を履修。 【履修方法】 次の科目を履修すること。 ・領域「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」から必修科目を含む18単位以上履修。
		公衆衛生学Ⅱ	2・秋	2		30				30					
		公衆衛生学実習	3・春	1		45					45				
		社会福祉論	2・春	2		30			30						
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	生化学Ⅰ	1・秋	2		30		30							
		生化学Ⅱ	2・春	2		30			30						
		生化学実験Ⅰ	2・春	1		45			45						
		生化学実験Ⅱ	2・秋	1		45				45					
		人体構造学	1・春	2		30	30								
		人体構造学実習	1・春	1		45	45								
		人体機能学	2・春	2		30			30						
		人体機能学実習	2・秋	1		45				45					
		臨床医学Ⅰ	2・秋	2		30				30					
		臨床医学Ⅱ	3・春	2		30					30				
		臨床薬理学	2・秋		1	15				15					
		微生物学	2・春	1		15			15						
		免疫学	2・春	1		15			15						
		臨床検査学	2・秋		1	15				15					
	食べ物と健康	食品学Ⅰ	1・春	2		30	30								
		食品学Ⅱ	1・秋	2		30		30							
		食品学実験Ⅰ	1・秋	1		45		45							
		食品学実験Ⅱ	2・春	1		45			45						
		食品衛生学	1・秋	2		30		30							
		食品衛生学実験	2・春	1		45			45						
		食品加工学演習	2・秋	1		30				30					
		調理科学	1・春	2		30	30								
		調理学実習Ⅰ	1・春	1		45	45								
		調理学実習Ⅱ	1・秋	1		45		45							
		食事設計論	1・秋	1		30		30							
	専門基礎 計			40	2	0	960	180	210	285	210	75	0	0	0

[illegible]

履 修 登 録 取 消 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記の科目の履修登録を取消していただきますようお願いします。

記

授業科目名	
-------	--

注 1 履修取消することにより、登録科目が 1 科目もなくなる場合は、取消はできません。

注 2 履修取消した科目の代わりに、別の科目を登録することはできません。

注 3 必修科目の履修中止はできません。

様式第2号（第9条関係）

追 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記の理由により試験を欠席したので、追試験を実施していただきますようお願いします。

記

授業科目名	
試験を受けることができなかった理由	

注1 試験を受けることができなかった理由は、具体的に記入すること。

注2 疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。

注3 交通機関の突発事故等の場合は、事故証明書等を添付すること。

様式第3号（第10条関係）

再 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記授業科目について、再試験を実施していただきますようお願いします。

記

授業科目名	
再試験の実施を必要とする理由	